

4.8 原子力発電所事故に対する活動

東日本大震災では、津波の浸水により、甚大な被害が発生したのに加え、東京電力福島第一原発及び東京電力福島第二原発を襲い、未曾有の大規模かつ長期にわたる原子力発電所事故が発生した。

政府により避難指示等が順次発出され、活動の変更や制約を受ける中、被災地域の消防本部や県内応援消防本部、緊急消防援助隊は、避難区域からの搬送活動を実施した。

また、被災地域の消防本部や緊急消防援助隊の職員は、放射能の危険にさらされながらも、原子力発電所事故への対応として給水支援や使用済燃料プールに対する放水活動を実施した。

被災地域の消防本部では、所在地が避難区域に指定されたために移転を余儀なくされる消防署所もあり、原子力発電所事故から2年近く経った現在（平成25年2月時点）においても移転中の消防署所もある。また、警戒区域に指定されている地元の消防本部では、警戒区域の一時立入の支援や避難指示区域における防災対策等の活動をしている。

4.8.1 ▶ 原子力発電所における活動¹⁾²⁾³⁾⁴⁾

1 双葉地方広域市町村圏組合消防本部の活動

原子力発電所の所在する双葉地方広域市町村圏組合消防本部は、3月11日14時46分の地震発生直後に指揮本部を設置し、消防活動を開始した。

激しい揺れにより双葉地方広域市町村圏組合消防本部、浪江消防署、富岡消防署の各庁舎内が大きな被害を受け、停電による通信機器の使用不能、119番の不通に加え東京電力福島第一・第二原発とのホットラインも使用不能となった。14時49分に大津波警報が発令されると沿岸地区の避難広報及び避難誘導のための緊急出動を行うと同時に東京電力福島原子力発電所及び広野火力発電所の被害状況確認を行った。

15時42分に原子力災害対策特別措置法第10条通報、その54分後の16時36分に同法第15条が発令されたため、緊急事態応急対策拠点（オフサイトセンター（OFC））へ職員を派遣するとともに、関係町村へ連絡員を派遣し情報収集を図った。

3月12日には原子力安全・保安院（当時）からの要請を受けて、福島県原子力災害対策センターに原子力緊急対策本部のメンバーとして参画した。

3月13日12時54分に、東京電力福島第一原発第2号機原子炉建屋へ送水を行うため、送水用のポンプ車と淡水搬送のための原液搬送車で出動した（写真4.8-1）。淡水の搬送を2回実施したところで、活動場所周辺の空間線量が急激に上昇したため、緊急回避し引き揚げた。



写真4.8-1 東京電力福島第一原発における原子炉冷却のための給水活動（平成23年3月13日・双葉地方広域市町村圏組合消防本部）²⁾

3月14日8時8分、自衛隊車両による原子炉建屋内への注水用淡水を確保するため、大熊町大字熊宇滑津地内の熊川に消防自動車を出動した。

3月14日8時25分、東京電力福島第一原発内へ搬送した淡水の受入用水槽の借用依頼を受けて、各消防署で保有する水槽を貸し出すために、オフサイトセンターから富岡消防署及び浪江消防署へ出動した。

3月14日11時1分、東京電力福島第一原発第3号機の原子炉建屋で爆発が発生した。この爆発により、発生した負傷者への対応で救急隊が延べ9隊27人、救助隊が1隊5人出動し、負傷者9人を搬送し

1) 消防庁 平成23年版消防白書 <http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h23/index.html>（平成25年1月21日参照）

2) 全国消防長会 東日本大震災活動記録誌 平成24年3月

3) 双葉地方広域市町村圏組合消防本部 東日本大震災並びに福島第一原発事故消防活動等概要

4) 消防庁 福島原子力発電所事故（東日本大震災）に関連する消防の対応について（第114報）
<http://www.fdma.go.jp/bn/2012/detail/738.html>（平成25年1月21日参照）

た。この事例を含め、3月11日から5月15日までに東京電力福島第一原発及び第二原発内で発生した救急件数は、18件となっており、25人の傷病者を搬送した。出動場所の内訳は東京電力福島第一原発が6件、東京電力福島第二原発が1件、Jヴィレッジが9件、オフサイトセンターが2件であった。

3月16日6時17分には、東京電力福島第一原発第4号機原子炉建屋内において火災が発生した旨の通報があり、6隊21人が消火のため順次出動したが、建屋周辺が100mSv/hから400mSv/hに及ぶ高い放射線量であったこと、原子炉建屋での爆発によるがれきの散乱で進入が困難であったこと、さらには第3号機からの発煙により緊急退避となった。最終的には火災は自然鎮火に至った（写真4.8-2）。



写真4.8-2 東京電力福島第一原発火災出動前
（平成23年3月16日・双葉地方広域市町村圏
組合消防本部）¹⁾

この時の出動によって収集された情報は、後の3月19日に第3号機原子炉建屋に対して緊急消防援助隊が行った放水活動の際に、東京消防庁ハイパーレスキュー隊へ伝達され、その活動を支援することとなった。

3月30日17時58分、東京電力福島第二原発第1号機タービン建屋の分電盤から発煙があり出動した。

4月12日には東京電力福島第一原発第1号機から第4号機の放水口サンプリング建屋1階（放射線モニタリング予備電源のバッテリー及び配線）において出火があり、通報を受け3隊11人が出動したが、

東京電力職員が消火器により初期消火し、鎮火した。

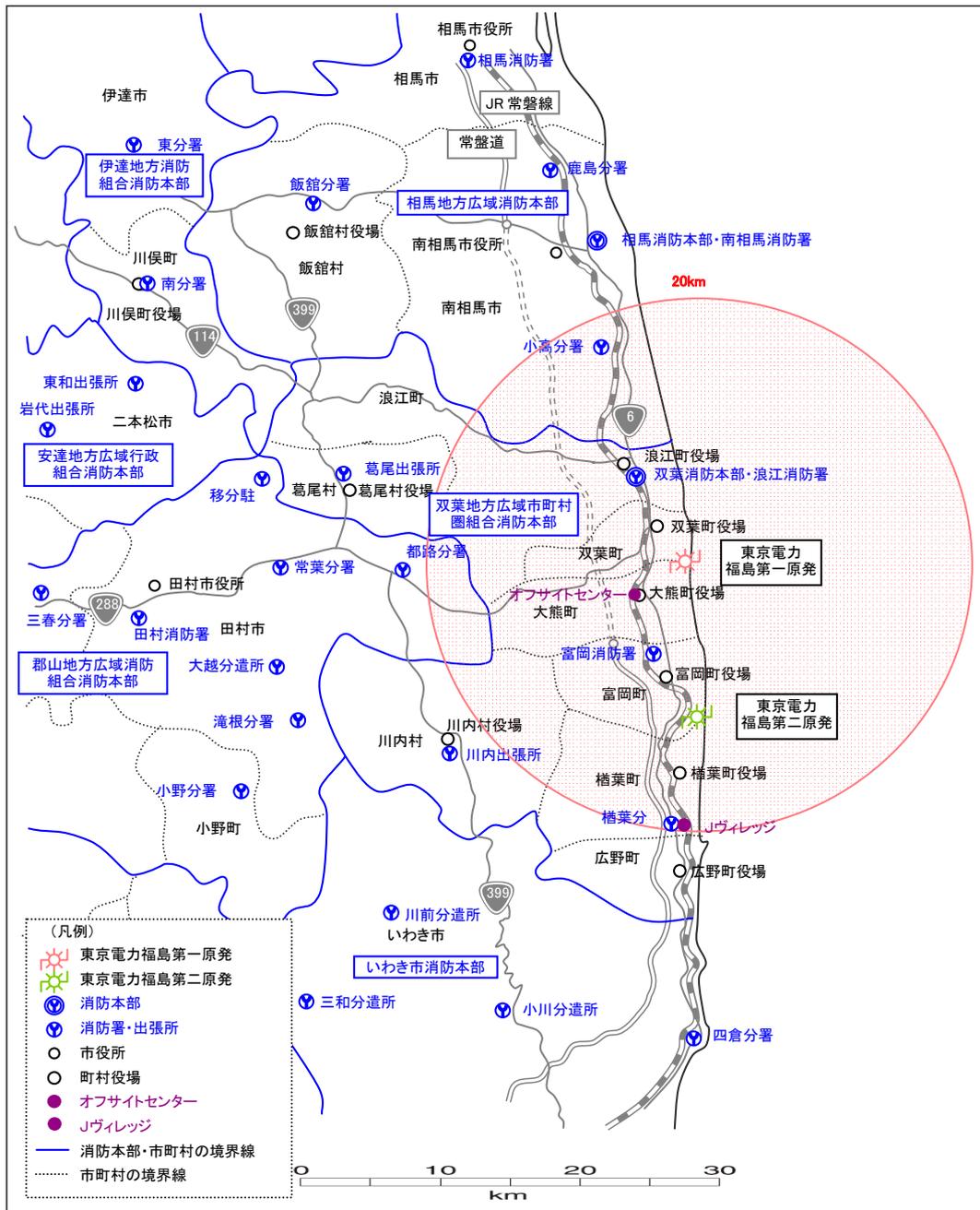
5月27日には、東京電力福島第二原発第1号機リアクター附属棟地下1階高圧電源設備室内照明パネルから出火があり1隊4人が出動、東京電力職員が消火器により消火し、出動した双葉地方広域市町村圏組合消防本部にて鎮火を確認した。

5月31日には東京電力福島第一原発専用港内海面への油流出のため1隊3人が出動し、現場確認を行った。東京電力及び海上保安庁によりオイルフェンスが設置された。また、6月8日には東京電力福島第二原発の第3・4号機放水口付近の油流出で出動して現場確認を行った。東京電力及び海上保安庁によりオイルフェンスが設置された。

図4.8-1に、原子力発電所及び消防署等の位置図を示す。

1) 双葉地方広域市町村圏組合消防本部 東日本大震災並びに福島第一原発事故消防活動等概要

図4.8-1 原子力発電所及び消防署等の位置図



2 緊急消防援助隊等の活動¹⁾²⁾³⁾⁴⁾

(1) 事故収束に向けた対応

ア 放水活動

東京電力福島第一原発第3号機使用済燃料プールの放水活動について、緊急消防援助隊が現地に派遣され活動にあたった。内閣総理大臣から東京都知事への派遣要請及び総務大臣から各市長への派遣要請を受けて、平成23年3月18日0時50分、消防庁長官より東京消防庁に対して派遣要請があり、同日3時20分に出場した。続いて同日20時10分には大阪市消防局に派遣要請があった。さらに3月19日15時30分に横浜市消防局、16時30分に川崎市消防局、3月22日13時40分に名古屋市消防局、13時50分に京都市消防局、14時00分に神戸市消防局に対して相次いで派遣要請がなされ、計134隊655人が緊急消防援助隊として出動した。

現地対策本部はいわき市消防本部平消防署四倉分署内に設置され（3月19日以降は、いわき市総合体育館に移動）、Jヴィレッジに設置された現地調整所における自衛隊等関係機関との調整を踏まえ、3月19日から、東京電力福島第一原発第3号機の使用済燃料プールに対し計5回、東京消防庁の海水利用型消防水利システムと屈折放水塔車を用いて海水放水を実施した。

3月19日0時30分に行われた1回目の放水は東京消防庁によるもので、20分間にわたり60tの海水を放水した。

1回目の放水終了から13時間後の3月19日14時5分から2回目の放水が行われた。この放水は屈折放水塔車の放水角度を固定しての無人放水により13時間を越える長時間放水となり、2,430tの海水を放水した。放水活動に11人、指揮統制及び除染活動に22人が従事した。

3月20日21時30分から約6時間30分にわたって行われた3回目の放水では1,137tの海水が放水された。この放水では東京消防庁に加え、大阪市消防局から原発正門前の指揮と除染活動支援のため2人が出動した。

3月21日には東京消防庁及び大阪市消防局の支援

隊員が15時35分に第4回目の放水のために出動したが、第3号機原子炉建屋からの煙の噴出により待機となり4回目の放水は翌日となった。

3月22日15時10分から東京消防庁及び大阪市消防局により4回目の放水が50分間実施され、150tの海水が放水された。

翌日3月23日15時15分には横浜市消防局が出動したが第3号機原子炉建屋からの黒煙の噴出が発生し、任務は中止となった。

3月25日13時30分から5回目の放水活動として川崎市消防局が2時間30分にわたり450tの海水を放水して任務を完了した。

合計5回の任務で放水された海水の量は合計約4,227tとなった。

また、名古屋市消防局、京都市消防局及び神戸市消防局は、放水に備え活動調整会議や防護服等の装備装着訓練、図上放水訓練などを行い拠点で待機した。

合計5回の放水が終了した時点で、3月末までに、第1号機から第4号機までの使用済燃料プールに対して、コンクリートポンプ車等により淡水が注水される体制となったことを踏まえ、首都圏の大都市の消防本部がそれぞれの消防本部で待機する即応体制を確保したうえで、4月2日に東京電力福島第一原発における放水活動のための緊急消防援助隊は現地から引き揚げた。

また、緊急消防援助隊による東京電力福島第一原発第3号機への放水の状況を表4.8-1、写真4.8-3に、東京消防庁による放水活動の部署図を図4.8-2に示す。

表4.8-1 放水の状況²⁾

	放水期間	放水時間	放水量	活動消防本部
1回目	19日 0時30分から 19日 0時50分まで	20分	60t	東京消防庁
2回目	19日 14時05分から 20日 3時40分まで	13時間35分	2,430t	東京消防庁
3回目	20日 21時30分から 21日 3時58分まで	6時間28分	1,137t	東京消防庁 大阪市消防局
4回目	22日 15時10分から 22日 16時00分まで	50分	150t	東京消防庁 大阪市消防局
5回目	25日 13時30分から 25日 16時00分まで	2時間30分	450t	川崎市消防局
	合計	23時間43分	4,227t	

1) 消防庁 平成23年版消防白書 <http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h23/index.html>（平成25年1月21日参照）

2) 全国消防長会 東日本大震災活動記録誌 平成24年3月

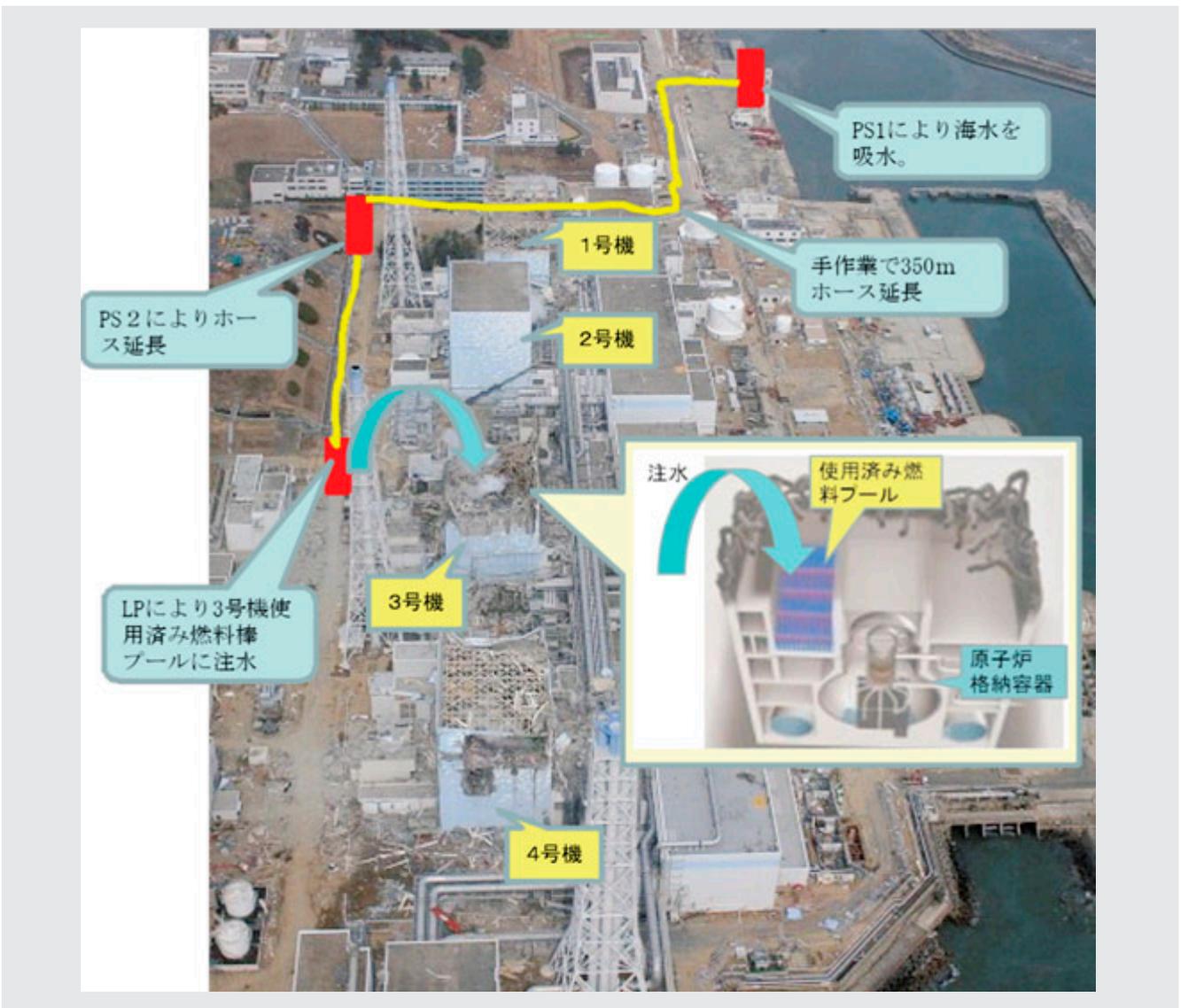
3) 東京消防庁 東日本大震災における活動の記録 平成24年3月

4) 大阪府下消防長会 東日本大震災 緊急消防援助隊-「大阪府隊」活動記録- 平成23年11月



写真4.8-3 東京電力福島第一原発第3号機への放水
(平成23年3月19日 東京消防庁)¹⁾

図4.8-2 放水活動の部署図(PS1、PS2は遠距離大量送水装備^{*1}、LPは屈折放水塔車^{*2})¹⁾



1) 全国消防長会 東日本大震災活動記録誌 平成24年3月

*1 遠距離大量送水装備(スーパーポンパー)は、海や河川等の大量の水源地から約2km先まで大量送水できる車両である。

*2 屈折放水塔車は、高所火災、危険物火災など消防隊が容易に近づけない火災現場において、高所から有効に注水及び泡放射を行う車両である。

イ 大型除染システムの設置対応¹⁾²⁾

消防庁長官は、3月20日15時55分に浜松市消防局に対し、また16時00分に新潟市消防局に対し、大型除染システム部隊を緊急消防援助隊として派遣する旨の要請を行った。その背景として、派遣場所のJヴィレッジは、当該原発事故の対応に従事する東京電力及び関連企業、自衛隊、消防等関係機関の拠点となっており、連日多くの作業員や職員の除染が行われていたが、屋内体育館での乾的除染（衣類の着脱）による対応であり、温水シャワーによる水的除染を行うシステムの構築が必要とされていたためである。

浜松市消防局（1隊5人）は、3月21日20時00分に浜松市消防局中消防署鴨江出張所を出発し、翌日6時55分にJヴィレッジに到着した。なお、大型除染システムの搬送は、東京電力が手配した運送業者に依頼した。

新潟市消防局（1隊4人）は、3月22日4時00分に出発し、同日8時38分にJヴィレッジに到着した。

両消防局の派遣隊隊長及び東京電力担当者の三者間で調整を実施し設定場所確認や資機材の準備を行い、同日正午頃から大型除染システムの東京電力による設営作業を支援した。

調整の結果、派遣隊員は大型除染システムの設置場所を「サーベイ検査」及び「除染」の連動性・動線を考慮し、Jヴィレッジ敷地内の体育館に隣接するテニスコートとした。また、「現地作業員」（東京電力福島第一原発の維持管理業者）12人を2班に分け、それぞれ機器取扱い及びシステム運用要領を説明・指導した。

3月22日は、除染システムのメインである大型除染テント（写真4.8-4）と付帯設備である大型水槽、屋外給湯器、除染シャワー等システムに係る資機材の設営とレイアウトを完了させた。なお、発電機や給湯器、照明設備等の作動確認を実施しながら大型除染テントで野営した。

翌3月23日、当時のJヴィレッジは、電力及び水道機能が遮断されていたため除染システム運用に必要な大量の水を地下水槽から確保し、システムへの供給体制を東京電力の協力を得ながら構築した。同日17時10分時点で東京電力による除染設備、除染

体制が整ったため業務を終了した。



写真4.8-4 大型除染テント外観状況²⁾

(2) 救急専門医の派遣³⁾⁴⁾

東京消防庁は、3月18日から東京電力福島第一原発で活動する消防職員の健康管理を行うため、特殊災害支援アドバイザーを派遣した。その後、その他複数の消防本部における東京電力福島第一原発での活動が行われることを受け、消防庁は3月21日から4月1日まで救急専門医を、3月23日から4月2日まで放射線防護・計測の専門家を派遣した。当該救急専門医等は、東京電力福島第一原発で活動する消防職員の健康管理等を実施したほか、放射線の被ばくを受けた東京電力福島第一原発の作業員に対する除染の指示を行った。

(3) その他の活動³⁾⁵⁾

官房長官指示により、消防庁から下記の消防本部に協力要請し、合計4台の消防ポンプ自動車を東京電力に貸与した。

表4.8-2 東京電力への消防ポンプ自動車の貸与状況^{①5)}

消防本部	台数	到着日時
郡山地方広域消防組合消防本部	2台	3月13日 20時45分到着
いわき市消防本部	1台	3月14日 0時45分到着
須賀川地方広域消防本部	1台	3月14日 0時45分到着

官房長官指示により、消防庁から下記の消防本部に協力要請し、さらに合計8台（総計12台）の消防ポンプ自動車を東京電力に貸与した。

表4.8-3 東京電力への消防ポンプ自動車の貸与状況^{②5)}

消防本部	台数	到着日時
米沢市消防本部	1台	3月14日 21時45分到着
会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部	1台	3月14日 19時10分到着
宇都宮市消防本部	2台	3月14日 21時50分到着
さいたま市消防局	2台	3月15日 1時15分到着
新潟市消防局	2台	3月14日 23時45分到着

また、内閣官房の依頼により、消防庁から東京消防庁に協力要請し、消防ポンプ自動車1台を東京電力に貸与した（3月22日20時27分）。

1) 新潟県消防長会 新潟県隊活動記録 平成24年3月

2) 全国消防長会 東日本大震災活動記録誌 平成24年3月

3) 消防庁 平成23年版消防白書 <http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h23/index.html>（平成25年1月21日参照）

4) 東京消防庁 東日本大震災における活動の記録 平成24年3月

5) 消防庁 平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）について（第146報）
<http://www.fdma.go.jp/bn/higaihou.html>（平成25年1月21日参照）

4.8.2 ▶ 避難指示区域等における避難誘導等の活動

1 現地消防本部の活動

避難指示後、管内の一部が避難指示区域に含まれた双葉地方広域市町村圏組合消防本部、相馬地方広域消防本部及び郡山地方消防組合消防本部（以下この項において「現地消防本部」という。）は周辺の消防団と連携して、管内の住民への避難指示を周知伝達するとともに、避難誘導や広報活動等を行った。また、避難指示区域内や避難所からの搬送活動を実施した。

なお、平成23年3月11日から平成25年4月時点までの避難や屋内退避等の政府の対応を以下に示す（再掲）。

図 4.8-3 避難や屋内退避等に関する政府の対応
(186ページ図3.7-2の再掲)

平成23年
3月11日 14:46 東北地方太平洋沖地震発生
19:03 原子力緊急事態宣言(第一原発)
20:50 半径2km圏内の避難指示(第一原発)(福島県による指示)
21:23 半径3km圏内の避難指示(第一原発)
半径3km～10km圏内の屋内退避指示(第一原発)
3月12日
5:44 半径3km～10km圏内の避難指示(第一原発)
7:45 原子力緊急事態宣言(第二原発)
半径3km圏内の避難指示(第二原発)
半径3km～10km圏内の屋内退避指示(第二原発)
17:39 半径3km～10km圏内の避難指示(第二原発)
18:25 半径10km～20km圏内の避難指示(第一原発)
3月15日
11:00 半径20km～30km圏内の屋内退避指示(第一原発)
4月21日
11:00 半径20km圏内を警戒区域に設定(第一原発)
半径8km以遠区域の避難解除指示(第二原発)
4月22日
9:44 半径20km～30km圏内の屋内退避解除(第一原発)
計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定
6月16日
午後 特定避難勧奨地点の設定
9月30日
18:11 緊急時避難準備区域の解除指示
12月26日 原子力緊急事態解除宣言(第二原発)
半径8km圏内の避難指示解除(第二原発)
平成24年
3月30日 警戒区域、避難指示区域等の見直し(川内村、田村市、南相馬市)
6月15日 飯館村における計画的避難区域の見直し
8月10日 楡葉町等における避難指示区域及び警戒区域の見直し
12月10日 大熊町における避難指示区域及び警戒区域の見直し
平成25年
3月22日 葛尾村における避難指示区域及び警戒区域の見直し
3月25日 富岡町における避難指示区域及び警戒区域の見直し
4月1日 浪江町における避難指示区域及び警戒区域の見直し

※第一原発、第二原発はそれぞれ東京電力福島第一原子力発電所、東京電力福島第二原子力発電所を示す。

(1) 双葉地方広域市町村圏組合消防本部¹⁾²⁾³⁾

3月12日には、東京電力福島第二原発3km圏内の住民を避難させるため要援護者等の搬送支援を実施した。

3月12日から一次避難場所となった川内村は、村

内15ヶ所の避難所を運営し、最大時で約6,000人の避難住民等が、川内村内において避難生活を行うことになり、避難所内での容体変化等による救急要請が増加した。管内の一次避難場所（川内村及び津島地区等）及び各町村残留者等の搬送は、3月11日の地震発生から16日までの期間に集中し、132件出動し145人を搬送している。救急隊はこうした救急搬送に加え、放射線量のスクリーニング処理と各避難所の管理運営等の支援業務に24時間体制であった。救急搬送の状況を写真4.8-5に示す。



写真 4.8-5 救急搬送の事例(平成23年3月12日)⁴⁾

また、管内沿岸地域の津波による行方不明者の捜索活動にあたっては、避難指示区域の区分、東京電力福島第一原発の状態、空間放射線による被ばく、作業中の汚染等の問題から長らく開始できなかったが、福島県警察（双葉警察署）の判断をもって、4月9日から広野町（20km～30kmの屋外退避区域）より捜索活動を開始した。

広野町の捜索は4月12日までの4日間実施したが、目視による捜索のため大量のがれきに阻まれ活動は難航し、不明者の発見には至らなかった。

警戒区域内である浪江町・双葉町（10km圏内）、富岡町・楡葉町（20km圏内）の4町については現場の空間放射線量を勘案しながら、福島県警察（双葉警察署）の判断をもって4月14日より開始した。

被害が甚大で多数の行方不明者が発生している浪江町から捜索を開始し、順次、双葉町、富岡町に移行しながら捜索を行ったが、重機の手配がつかない状況下で警察官及び消防隊員による目視と、人海戦術活動による捜索活動となった。

1) 双葉地方広域市町村圏組合消防本部 東日本大震災並びに福島第一原発事故消防活動等概要
 2) 全国消防長会 東日本大震災活動記録誌 平成24年3月
 3) 消防庁 福島原子力発電所事故（東日本大震災）に関する消防の対応について（第114報）
<http://www.fdma.go.jp/bn/2012/detail/738.html>（平成25年1月21日参照）
 4) 双葉地方広域市町村圏組合消防本部ホームページ
<http://www.futabashobohonbu.jp/saigai.html>（平成25年1月21日参照）

(2) 相馬地方広域消防本部¹⁾²⁾

相馬地方広域消防本部（以下「相馬消防本部」という。）は3月12日から6月17日まで、東京電力福島第一原発から30km圏内屋内退避区域及び20km圏内避難指示区域を含む搜索活動を実施した。南相馬市小高地区での搜索活動の状況を写真4.8-6に示す。



写真4.8-6 20km圏内区域(南相馬市小高地区)での職員による搜索活動写真²⁾

東京電力福島第一原発事故により、3月15日11時06分に20km～30km圏内屋内退避（管内である南相馬市小高区・原町区・鹿島区の一部、飯館村の一部）指示が出され、南相馬市は自主避難を開始した。

3月17日から22日まで屋内退避区域（20km～30km）又は周辺地域の病院・施設等から、入院患者又は入所患者全員を緊急消防援助隊、県内応援隊、自衛隊、消防防災ヘリコプター等で外部受入先へ搬送した。

医療機関の医師及びスタッフも避難したため屋内避難区域内又は周辺地域の医療機関は機能せず、相馬市の医療機関並びに管外の医療機関に搬送することとなった。また、その区域から搬送する患者は放射線スクリーニング^{*1}が必要となり、管外へ搬送する際はスクリーニングポイントでスクリーニングを実施後（証明書発行）に搬送した。さらに、管外でも受入制限する病院もあり、逐次、医療機関への受入れに関する情報が提供された。

4月22日9時44分から20km～30km圏内が緊急時避難準備区域となり屋内退避指示は解除されたこと

により、5月10日時点では、搬送患者のスクリーニングは解除された。南相馬市原町区（小高区は警戒区域）の医療機関は外来（1次）患者のみ対応で、救急（2次・3次）患者は南相馬市鹿島区から以北並びに管外へ搬送した。

(3) 郡山地方広域消防組合消防本部²⁾³⁾

郡山地方広域消防組合消防本部（以下「郡山消防本部」という。）では、3月12日15時36分、東京電力福島第一原発第1号機原子炉建屋の爆発事故に伴い、相馬・双葉地方から郡山市へ避難してきた多数の住民を対象に緊急被ばくスクリーニングと除染を、同日20時50分から郡山市総合体育館にて開始した。

消防機関では、初めてとなる原子力発電所の事故に伴う大規模なスクリーニングと除染活動は、郡山消防本部と郡山市保健所が合同で24時間体制のもと実施した。その後、3月14日からは自衛隊も加わり、合同で活動を継続した（写真4.8-7）。

活動は、6月21日まで継続的（延べ102日間）に行い、延べ1,000人の隊員が、約30,000人の方々の緊急被ばくスクリーニングを実施した。

活動期間中における完全除染者は10人、簡易除染者は146人、被ばくに伴い82人を3月12日と3月13日に救急搬送した。



写真4.8-7 避難者のスクリーニングの実施場所の状況(郡山市豊田町)²⁾

また、避難指示区域外への救急搬送のため、3月22日から25日にかけて、3隊9人を福島県福島市・いわき市へ派遣した。

1) 相馬地方広域消防本部 東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）中間報告書 平成23年5月10日

2) 全国消防長会 東日本大震災活動記録誌 平成24年3月

3) 消防庁 平成23年版消防白書 <http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h23/index.html>（平成25年1月21日参照）

*1 スクリーニングとは、原子力災害の際に放射性物質による汚染や、これに伴う医学的検査を必要とする事態が生じた場合に、救護所において、国の緊急被ばく医療派遣チームの協力を得て、身体表面に放射性物質が付着しているもののふり分けを実施すること。

5月10日から警戒区域内の避難住民を対象に一時帰宅を開始したため、警戒区域外に設けた中継基地に待機し、一時帰宅時に発生した救急事案に出場した。その他、福島県消防応援活動調整本部の依頼により県外（茨城県）への救急搬送1件及び県内の救急搬送2件を実施した。

2 緊急消防援助隊及び県内消防本部の活動¹⁾

3月17日、福島県災害対策本部から屋内退避区域にある病院から一部の患者の搬送について緊急消防援助隊に支援要請があり、緊急消防援助隊を福島県に派遣する消防本部のうち、静岡市消防局及び岐阜市消防本部に消防庁長官から屋内退避区域内での活動について協力要請があった。

緊急消防援助隊、県内消防本部及び地元消防機関は、東京電力福島第一原発から20km～30km圏内又は周辺地域の病院・施設等からの搬送を実施した。

3月26日には、福島県内屋内退避区域からの自主避難支援のため、7県隊からなる75隊の救急搬送体制を、10都県からなる約100隊の体制へと強化した。

福島県内の救急搬送体制は、3月26日15時時点で緊急消防援助隊の救急部隊計107隊（群馬県8隊、栃木県6隊、埼玉県15隊、東京都10隊、千葉県10隊、神奈川県20隊、岐阜県6隊、静岡県14隊、滋賀県9隊、茨城県9隊）であった²⁾。

搬送先は、福島県内の病院だけでなく、新潟県や群馬県等の福島県外への搬送もあった。

また、東京電力福島第一原発から20km～30km圏内の在宅（巡回）診療の実施に際し、搬送が必要な患者がいた場合の連絡調整員として緊急消防援助隊の救急救命士を各チームに1人同乗させて活動を実施した。搬送に際しては必要に応じて消防機関が対応した。

4月5日及び4月13日には、神奈川県隊が南相馬市の自宅療養者1人を受入先の病院に搬送した。また、4月20日には千葉県隊が南相馬市の自宅療養者1人を受入先の病院に搬送した。

3月17日から4月20日まで、消防機関によって屋内退避指示区域（東京電力福島第一原発から20km～30kmの地域）の病院や老人介護施設等から搬送された患者数は325人であった。

写真4.8-8に、岐阜県隊による南相馬市の病院施設からの救急搬送の状況を示す。



写真4.8-8 病院施設より救急搬送する岐阜県隊救急隊員（平成23年3月18日16時10分・福島県南相馬市）¹⁾

〈自衛隊車両での巡回診療の事例¹⁾〉

3月22日福島県に派遣された千葉県隊の救急部隊は、野営地である福島県消防学校にて活動を開始した。3月下旬までの活動任務は、いわき市及び福島市内の医療機関から患者の転院搬送であり、救急部隊は20件の転院搬送を行った。4月上旬から中旬までの活動任務は在宅（巡回）診療の協力であり、医師、看護師、救急救命士1人及び自衛隊員で医療チームを結成、東京電力福島第一原発から20km～30km圏内における要在宅介護診療者に対し、自衛隊の車両で在宅（巡回）診療を実施した。

1) 全国消防長会 東日本大震災活動記録誌 平成24年3月

2) 消防庁 福島原子力発電所事故（東日本大震災）に関連する消防の対応について（第114報）
<http://www.fdma.go.jp/bn/2012/detail/738.html>（平成25年1月21日参照）

4.8.3 ▶ 避難指示区域等における消防署所の移転

原子力発電所事故を受け、政府は「原子力緊急事態宣言」を発令した。その後、放射線による人体被ばくの危険性に伴い、政府は屋内退避指示や避難指示等を発令し、指示圏内に位置する消防署所は移転を余儀なくされた。

図4.8-4に、双葉地方広域市町村圏組合消防本部（以下「双葉消防本部」という。）の本部、浪江消防

署、富岡消防署、楢葉分署の移転、相馬消防本部の小高分署の移転及び郡山消防本部の都路分署の移転状況・再開状況を示した。なお、双葉消防本部は楢葉分署敷地内に仮庁舎を設置して、平成24年10月1日から開所した。

各消防本部における消防署所の移転の詳細については、以下に示す。

図4.8-4 消防署所の移転状況¹⁾



1) 双葉地方広域市町村圏組合消防本部、相馬地方広域消防本部及び郡山地方消防組合消防本部提供資料より作成

1 双葉地方広域市町村圏組合消防本部¹⁾

双葉消防本部は、避難指示等により消防本部や消防署から退去を余儀なくされ、平成23年3月12日、消防指揮本部、富岡消防署及び楢葉分署の人員と車両を避難指示区域外の川内出張所に移転し、災害対応を継続した。また、浪江消防署の人員と車両を葛尾出張所に移転した。

これにより、川内出張所は、救急車5台・消防車両20台・人員92人の体制となった。一方、葛尾出張所は、救急車2台・消防車両4台・人員28人の体制となった(写真4.8-9)。

地震発生直後に指示があった二次非常配備体制を維持しつつ、災害の動向、各町村災害対策本部との連携した情報共有、放射線防護対策さらに出動隊員等の労務管理等を総合的に判断し、3月11日から16日まで継続した全職員24時間体制を3月17日より2部交替制に切替えて消防業務を継続した。

平成23年4月21日、楢葉消防署は、東京電力福島第二原発から半径10km以内としている「避難区域」が8kmに縮小されたことから、川内出張所に転戦していた消防機能を再度復することにした。川内出張所は、地理的に比較的中心部にあり、管内全域に迅速に対応可能であることなどの理由から指揮本部機能を継続し、人員・車両の配置を縮小することとした。葛尾出張所は、川内出張所とともに重要拠点として位置づけ、消防活動を継続することとした。しかし、「計画的避難区域」に指定されていることから、職員の被ばく線量等を考慮し、川内出張所からの4人派遣体制とした。

また、双葉消防本部の臨時的活動拠点としての仮庁舎が楢葉分署敷地内に完成し、平成24年10月1日から使用している。なお、浪江消防署及び富岡消防署は、一時帰宅時等に際して、防火・警戒活動等の臨時的な活動拠点として使用されている(平成25年2月時点)。



写真4.8-9 平成23年3月20日、川内出張所(指揮本部)の状況¹⁾

2 郡山地方広域消防組合消防本部²⁾

平成23年3月12日18時25分、東京電力福島第一原発から半径20km圏内に避難指示を発するとの政府連絡が、田村市災害対策本部に入った。田村市では、都路町の一部(古道地区120世帯350人)がこの範囲となるため、同日19時4分、都路町全町民へ避難指示命令を発令した。これを受け、同町を管轄する都路分署は全町民の避難行動が完了するのを確認した後、都路分署を一時閉鎖し、3月13日の0時03分、隣接する田村消防署常葉分署へ移転した。

住民が避難した「警戒区域」と住民の自主避難が行われた「緊急時避難準備区域」での災害対応にあたっては、区域内を管轄する田村消防署と常葉分署を活動拠点とし、分署を閉鎖した都路分署の救急車を常葉分署へ待機させ、緊急時避難準備区域の救急対応にあたらせた。また、住民が避難した警戒区域内の巡回警戒を毎日行い、不在住宅等からの出火防止と水利状況確認に努めた。

平成23年6月30日、原子力被災者生活支援チームからの「計画的避難区域」及び「緊急時避難準備区域」での生活に関する通知を受け、自主避難した住民の帰還が行われたことから、隣接の常葉分署へ移転していた都路分署を7月4日から日中のみ再開した。日中は救急隊1隊3人を配置し、警戒区域と緊急時避難準備区域内の警戒と、救急事故の対応にあたらせた。その後の9月30日、原子力災害対策本部から出された「緊急時避難準備区域の解除」を受け、10月7日から都路分署の完全再開(24時間体制での勤務開始)を行った。

1) 双葉地方広域市町村圏組合消防本部 東日本大震災並びに福島第一原発事故消防活動等概要

2) 郡山地方広域消防組合消防本部



写真4.8-10 警戒区域設定後の都路分署(写真左上)の状況¹⁾

3 相馬地方広域消防本部²⁾

相馬消防本部は、平成23年3月12日の政府による東京電力福島第一原発から半径20km圏内の避難指示を受け、小高分署を3月14日に南相馬消防署へ移転した。小高分署の機能は、執務室を2階会議室に設置し、南相馬消防署は小高分署職員の16人を加えた52人体制となった。消防車両は、南相馬消防署9台に小高分署4台を加えた合計13台で運用された（写真4.8-11）。

勤務体制は、従来の二交代制を維持したまま、非番員が18時まで署に待機する勤務状況により一時帰宅はできたが、3月23日まで継続した。その後、6月1日付の人事異動発令により、分署長以下8人が南相馬消防署補勤となり、主幹兼副分署長以下6人が相馬消防署補勤となった。

平成24年4月1日付の人事異動発令後も南相馬消防署及び相馬消防署への補勤体制が継続する中、原子力災害対策本部による警戒区域及び避難指示区域の見直しに伴い、南相馬市の警戒区域及び避難指示区域の見直しが4月16日午前0時から実施された。これにより、昼間の避難住民の立入が可能となる一方、除染業者やインフラ復旧作業員の区内での活動も予想されることから、小高分署の再開が決定した³⁾。

小高分署の再開を前に、各署補勤者が4月9日から庁舎内の清掃や物品搬入に従事し、4月16日8時

30分より小高分署での通常勤務体制（二交代）となった。



写真4.8-11 小高分署移動に伴う南相馬消防署前庭状況(平成23年3月14日)²⁾

1) 郡山地方広域消防組合消防本部
2) 相馬地方広域消防本部
3) 第257回南相馬市災害対策会議資料